

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（介護老人福祉施設、特養併設型（介護予防）短期入所生活介護）

- ・本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。
- ・令和3年4月の報酬改定に伴い、新たな加算の創設や加算区分の変更が行われています。については、次の施設・事業所においては、令和3年4月から算定する介護報酬の体制を届け出てください。
 - ◎ LIFEについて、既に届出・登録済みの施設・事業所
 - ◎ サービス提供体制強化加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての施設・事業所
 - ◎ 生活機能向上連携加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての施設・事業所
 - ◎ 本体施設において、令和3年4月から介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定（新規・継続）する併設短期入所事業所
 - ◎ 排せつ支援加算について、令和3年3月まで算定を行っていて令和3年4月から経過措置の適用を受ける施設
 - ◎ 令和3年3月まで改定前の栄養マネジメント加算の算定を行っている施設にあって、改定後の栄養ケア・マネジメントの実施の有無が「あり」となる施設。この場合、添付書類は「別紙11届出書」のみとし、別紙7勤務体制・勤務形態一覧表及び資格証等の写しは省略可とする。

※ 以下は、従来の「申請の手引」を令和3年度報酬改定等に伴い修正する部分です。（修正のない部分は一部又は全部の記載を省略しています）

② 体制等届出（新規及び変更）

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>（別添届出書 施設・居宅・介護予防 共通） ※変更は介護保険事業所番号ごとに作成して提出	<input type="checkbox"/> 新規許可申請の場合、「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」及び「介護保険事業所番号」は記載しないこと。 <input type="checkbox"/> 届出者の「 <u>法人等の所在地</u> 」、「 <u>法人等の名称</u> 」、「代表者の職・氏名」、「代表者の住所」、 <u>事業所・施設の状況の「事業所・施設の名称</u> 」、「 <u>事業所・施設の所在地</u> 」、「管理者の氏名」及び「管理者の住所」欄を、取り違えず記載すること。（ <u>「届出者」とは、施設又は事業所の設置者・事業者である「法人」であり、施設又は事業所ではないので留意すること</u> ） <input type="checkbox"/> フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・事業所Email等に記入漏れがないよう注意すること。 <input type="checkbox"/> 同一所在地において実施している事業等について、「実施事業」欄に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「指定・許可（更新）年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「異動等の区分」欄は、該当項目の番号に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「異動（予定）年月日」欄は、加算開始の場合は翌月初日、加算終了の場合は終了日を記入すること。 <input type="checkbox"/> 「介護保険事業所番号」は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「 <u>変更後</u> 」欄に <u>変更内容を具体的に記載すること</u> 。（「○○○体制を追加」等） <input type="checkbox"/> その他注意事項は「別添届出書」の裏面の備考を参照すること。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）	<input type="checkbox"/> 「事業所番号」欄は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 「事業所名」欄に、指定申請に係る正式な「 <u>施設又は事業所名</u> 」を記入し、 <u>誤って法人名等を記載しないこと</u> 。 <input type="checkbox"/> 「適用開始年月日」欄は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の

	<p>「異動（予定）年月日」欄と同じ日付を記載すること。</p> <p>□「LIFEへの登録」欄の該当する項目の番号に「○」を付すこと。</p> <p>□（介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「サービス提供体制強化加算（併設型・空床型）」の該当する項目に「○」を記入し、「サービス提供体制強化加算（単独型）」については「なし」とすること。</p> <p>□（介護予防）空床型（ユニット型）短期入所における「サービス提供体制強化加算（併設型・空床型）」について、本体施設が介護老人福祉施設で行う空床型の場合、その加算の届出が本体施設と重複する場合は届出不要（相違する場合は届出必要）。ただし、本体施設で日常生活継続支援加算算定の場合は併設型とは別に届出が必要なので留意すること。本体施設が地域密着型介護老人福祉施設の場合、併設型の届出事項と相違する場合は別に届出が必要。</p> <p>□（介護予防）併設型・空床型（ユニット型）短期入所については、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」の該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□県における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能）要件等審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので注意すること。（<u>翌月に変更届出を行うまで修正不可。</u>）</p>
<p>従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、付表（勤務時間区分）並びに（別添届出書）</p>	<p>（従前部分に変更なしのため省略。以下追加部分）</p>
<p>テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p>	<p>※従来型の特別養護老人ホーム（併設の従来型短期入所を含む）において、併設の短期入所と併せて配置すべき夜勤を行う職員の数について、テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合。</p> <p>□配置すべき夜勤職員の員数に小数が生じる場合、整数部分の員数に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるよう職員を配置していること。（小数部分に充てる職員の配置時間は夜勤時間帯であればよく、連続する時間帯である必要はないが、当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間帯に配置するよう努めること）</p> <p>□（別添届出書）の①、②及び④、⑤の項目のすべてが「有」で③の導入機器が正確に記載されていること。</p> <p>□要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□（別添届出書）の④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）</p>	<p>※短期入所生活介護において「看護体制加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」若しくは「なし」となる場合又は新規算定の場合（従前部分に変更なしのため中略。以下追加部分）</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」を算定する場合、前年度又は前三月における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の占める割</p>

	<p>合が70%以上であること。</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」の算定に当たり、前三月の実績により届出を行った場合、届出月以降についても、直近三月間における中重度の利用者の割合を維持していること。所定の割合を維持できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p>
<p>栄養マネジメント体制に関する届出書 (別紙11)</p>	<p>※令和3年度報酬改定による「栄養マネジメント加算」の廃止（基本報酬化）に伴い、基本サービスとして栄養ケア・マネジメントの実施がない場合は、減算（14単位/日）される。ただし、3年間（令和6年3月31日まで）は経過措置により、「なし」でも減算されない。</p> <p>※介護老人福祉施設における「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」について、新規指定時若しくは令和3年4月1日から「あり」の場合又は「あり」若しくは「なし」へ変更の場合。</p> <p>□栄養士又は管理栄養士を1以上配置していること。</p> <p>□管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施すること。（栄養士のみ配置の施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設にあっては、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと）</p> <p>□入所者の栄養状態を把握し、多職種の者の共同で入所者ごとの栄養ケア計画を施設サービス計画との整合性を図って作成すること。</p> <p>□入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。</p> <p>□入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</p> <hr/> <p>※介護老人福祉施設における「栄養マネジメント強化体制」加算について、新規指定時若しくは令和3年4月1日から「あり」の場合又は「あり」若しくは「なし」へ変更の場合。</p> <p>□管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上配置していること、または、給食管理を行う常勤栄養士を1名以上配置している場合で、管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を70で除した数以上配置していること。</p> <p>□低栄養状態またはそのおそれのある入所者に対して、多職種の者の共同で作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態等を踏まえた食事の調整等を実施すること。</p> <p>□低栄養状態等の入所者以外の入所者に対しても、食事の観察により変化を把握し、問題がある場合は早期に対応していること。</p> <p>□LIFEへの登録が「あり」で、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当該情報その他必要な情報を活用していること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 (別紙12-4、16)</p>	<p>※「サービス提供体制強化加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。あるいは介護老人福祉施設において「日常生活継続支援加算」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>※令和3年度報酬改定による「サービス提供体制強化加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあっては、改定後の加算要件に満たす「サービス提供体制強化加算」の該当する項目に「○」を付して届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体</p>

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>□「サービス提供体制強化加算」又は「日常生活継続支援加算」について、(別紙12-4、16)の「5 介護職員等の状況」又は「6 入所者及び介護職員の状況」で各加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算に係る届出内容について、介護老人福祉施設及び空床型(介護予防)短期入所生活介護と併設型(短期専用床)(介護予防)短期入所生活介護では、算定人数が按分等により相違するので留意すること。</p> <p>□その他注意事項は「別紙12-4、16」の欄外の備考を参照のこと。</p>
<p>テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書 (別紙16-2)</p>	<p>※介護老人福祉施設において、「日常生活継続支援加算」算定に当たり、常勤換算方法による介護福祉士数の配置要件について、テクノロジーの導入により、介護福祉士の数が入所者数に対して1:7以上であるとして、「テクノロジーの導入(日常生活支援加算関係)」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□(別紙16-2)の「5 入所者の状況及び介護福祉士の状況」及び「6 テクノロジーの使用状況」で加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□(別紙16-2)の6②iの委員会に介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 (別紙22)</p>	<p>※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護において「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□導入機器の名称及び製造事業者は正確に記入すること。</p> <p>□(別紙22)の配置要件①について、入所(利用)者数に占める介護ロボットを利用して見守りをを行っている対象者数の割合が10%未満となる等、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p> <p>□(別紙22)の配置要件②において、加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□配置要件②について、要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□配置要件②について、④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p> <p>□配置要件②について、従来型介護老人福祉施設(併設の従来型短期入所を含む)において、テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準の緩和の適用がある場合、夜勤加算により加配する配置要件は、「0.6人」を「0.8人」に読み替えること。</p>
<p>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手引」を参照のこと。</p>

○加算体制等を変更する場合の添付書類（修正のない部分の一部又は全部の記載を省略）
 <介護老人福祉施設>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可 （介護職員及び看護職員のみで可能） （資格証等の写しは不要）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要</p>
安全管理体制	<p>※令和3年度報酬改定による新規項目</p> <p>□添付書類なし</p> <p>□「基準型」とする場合は以下の施設基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生及びその再発を防止するための次の措置を講じていること ①指針の整備 ②事故発生等時の報告・改善等を周知徹底する体制整備 ③事故発生防止委員会の開催と定期的な研修（年2回以上）の実施 ④担当者の配置 <p>※安全管理体制が基準を満たさない場合は「減算型」（安全管理体制未実施減算）として、減算（5単位/日）される。ただし、6月間（令和3年9月30日まで）は経過措置により、「減算型」でも減算されない。</p>
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（栄養士及び管理栄養士のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該栄養士及び管理栄養士の資格証の写し <p>□栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）</p> <p>※上記②栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）の欄を参照すること</p>
日常生活継続支援加算	<p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること</p>
テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）	<p>□テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16-2）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※上記②テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16-2）の欄を参照すること</p>
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯のみの記載で可」 （介護職員及び看護職員のみで可能）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p>

	<p>※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること</p>
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
個別機能訓練加算	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） （機能訓練指導員のみで可能。なお看護職員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。）</p> <p>□資格証等の写し（機能訓練指導員のみで可能）</p> <p>※令和3年度報酬改定により新設された「加算Ⅱ」については、改定前の加算（改定後の加算Ⅰ）を算定し、LIFEを活用することが要件であり、「個別機能訓練加算」が「あり」の場合、届出は不要。</p> <p>□「加算Ⅱ」について、LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
ADL維持等加算〔申出〕の有無	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算であり、LIFEを活用することが要件。</p> <p>□添付書類なし</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
栄養マネジメント強化体制	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（栄養士及び管理栄養士のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し ・当該栄養士及び管理栄養士の資格証の写し</p> <p>□栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※上記②栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）の欄を参照すること</p>
看取り介護体制	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護師のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し（看護師のみで可能）</p> <p>□看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4）</p> <p>※令和3年度報酬改定により、加算Ⅰ・Ⅱに死亡日45日前～31日前の算定が可能とされた。また、看取りに関する協議の場の参加者に生活相談員が明記され、「人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこととされた。</p>
褥瘡マネジメント加算	<p>□褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙23）</p> <p>※令和3年度報酬改定により、加算要件等が変更され、LIFEを活用すること及び共同して褥瘡ケア計画を作成する者に管理栄養士を追加することにより、加算Ⅰ及び加算Ⅱ（褥瘡の発生がない場合）が毎月（改定前の加算は三月に1回）算定が可能。</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※改定前の旧加算の届出をしていた場合は、1年間（令和4年3月31日まで）は経過措置により、加算Ⅲに読み替えて、従前どおり三月に1回を限度として10単位／月が算定可能。ただし、LIFEを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことが前提とされる。</p> <p>※経過措置の期間内にLIFEを用いた情報の提出に切り替えられない場合は、</p>

	「褥瘡マネジメント加算」を「なし」で届け出ること。
排せつ支援加算	<p>※令和3年度報酬改定により、加算要件等が変更され、LIFEを活用することを前提に、新たに届出（改定前の加算は届出不要）を行った場合、加算Ⅰ、加算Ⅱ又は加算Ⅲが毎月（改定前の加算は支援開始月から六月以内）算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※改定前の旧加算を算定していた場合は、1年間（令和4年3月31日まで）は経過措置により、加算Ⅳに読み替えて、従前どおり支援開始月から六月以内に限り100単位/月が算定可能。ただし、LIFEを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことが前提とされる。</p> <p>※経過措置の適用を受ける場合は、令和3年4月から「排せつ支援加算」を「あり」、LIFEへの登録を「なし」で届け出ること。</p>
自立支援促進加算	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算で、LIFEを活用することを前提に、新たに届出を行った場合、算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
科学的介護推進体制加算	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算で、LIFEを活用することを前提に、新たに届出を行った場合、加算Ⅰ又は加算Ⅱの算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
安全対策体制	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算「安全対策体制加算」で、要件を満たすものものとして、新たに届出を行った場合、入所初日に限り加算の算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>以下の要件を満たすこと。</p> <p>①安全管理体制の基準を満たすこと（上記②安全管理体制の欄を参照）</p> <p>②担当者が安全対策に係る外部の研修を受講していること。</p> <p>③安全管理対策部門を設置し、体制を整備していること。</p> <p>※外部研修は、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。</p> <p>※令和3年10月31日までの間にあっては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月から10月までに算定した加算については、遡り返還すること。</p>
サービス提供体制強化加算	<p><input type="checkbox"/>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること</p>
介護職員処遇改善	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手

加算	引」を参照のこと。
介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。

<短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可（介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 添付書類なし ※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件を満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。 <input type="checkbox"/> 新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せずに、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。
看護体制加算	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護職員のみで可能。なお本体施設及び機能訓練指導員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。） <input type="checkbox"/> 資格証等の写し（看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> 看護体制加算に係る届出書（別紙9-2） ※上記②看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）の欄を参照すること
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯のみの記載で可」（介護職員及び看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること
サービス提供体制強化加算（単独型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。
サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併設型、空床型）に変更された。 ※併設型又は空床型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出る

	<p>こと。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算加算の届出の手引」を参照のこと。
介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算加算の届出の手引」を参照のこと。

<介護予防短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可（介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要</p>
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件を満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
サービス提供体制強化加算（単独型）	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。</p>
サービス提供体制強化	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併

<p>加算（併設型、空床型）</p>	<p>設型、空床型）に変更された。</p> <p>※併設型又は空床型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること。</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況</p>	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>